

## 令和6年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
1	令和6年4月1日	山武管工事業協同組合	漏水修理等業務委託	委託	自 令和6年4月1日	21,351,000円	21,337,800円	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当企業団が管理する配水管等の漏水に関し、①緊急に対応する必要があることから調査・出動体制について、常時確保できること、②給水区域内を熟知していること、③同時に複数の漏水に対応できることが求められる。 これらの要件を満たすのは、給水区域内における当企業団指定給水装置工事事業者で組織された山武管工事業協同組合が唯一の事業者である。また、当企業団と「災害時における応急作業等の協力に関する協定」を締結しており、過去の災害時においても応急作業等の実績があり、確実な履行がなされている。 このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団給水区域		至 令和7年3月31日					
2	令和6年4月1日	山武郡市広域行政組合	事務局庁舎用地賃貸借	賃貸借	自 令和6年4月1日	1,328,040円	1,328,040円	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本契約は、企業団庁舎用地の一部を賃貸借するものである。 このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市東岩崎1番地17	東金市家徳字中桜田361番地8		至 令和9年3月31日					
3	令和6年4月1日	シーデーシー情報システム㈱	給水電子情報システム再リース	賃貸借	自 令和6年4月1日	603,504円	603,504円	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本給水電子情報システムは、シーデーシー情報システム㈱が開発したものを平成20年度から導入し、導入以降の給水装置工事承認申請書の電子データ等を蓄積し一括管理を行っており、窓口業務に無くてはならないシステムとなっている。 同者は、本システムを熟知しており機器のメンテナンス・技術的支援体制も整っていることから迅速な対応が可能あり、本業務を同者以外から賃借する場合にはシステムを新たに構築する必要があることとなる。 このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約とする。	
		千葉市中央区本千葉町4番3号	東金市家徳361番地8 山武郡市広域水道企業団		至 令和7年3月31日					